

教育職員免許状更新講習を受講できる者 および 修了確認義務者

福井県教育庁義務教育課

1 免許状更新講習を受講できる者（_____は修了確認義務者）

(1) 教育職員

国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭および講師（臨時講師・非常勤講師を含む）

(2) 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭

(3) 県または市町の教育委員会において教育長、指導主事、社会教育主事、事務職員の職にある者（教員として採用された者に限る。）

(4) 県、市町、国立大学法人に在職する者（教員として採用された者に限る。）

(5) 県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校を設置する学校法人の理事（教員として採用された者に限る。）

(6) 独立行政法人青少年教育振興機構に在職する者（教員として採用された者に限る。）

(7) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員

(8) 教員勤務経験者、教員採用内定者、教育職員となることが見込まれる者（大学、高等専門学校、専修学校など教育職員免許状を有する職員を相当数配置する機関に勤務する者を含む。）

(9) 認定こども園や認可保育所で勤務している保育士

(10) 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

修了確認義務者に該当する方は手続期間中（修了確認期限の2ヶ月前まで）に修了確認申請・免除申請・延期申請のいずれかの手続を行わなければ、教員免許状が「失効」しますので御注意ください。